

氷見市NPO公共交通空白地バス路線支援事業費補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 路線運行費補助金（第3条―第5条）

第3章 車両等購入費補助金（第6条―第8条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、地域住民の足を確保するために過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において有償で運行するバス路線を支援することを目的とする氷見市NPO公共交通空白地バス路線支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通空白地有償運送 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により登録を受けて運行する自家用有償旅客運送の路線であって、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2項に規定する運送をいう。
- (2) 代替路線 企業路線バスの廃止に伴い、企業路線バスの代替路線として市長が維持・確保が必要と認めた路線をいう。
- (3) 生活路線 地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、市長が維持・確保が必要と認めた路線をいう。
- (4) 運行収入等 前2号の路線の運行により、補助対象事業者が各年度において得る会費、運賃及びその他経常的な収入並びに前年度の繰越金から、本要綱に基づき交付された補助金に相当する額を控除したものをいう。

第2章 路線運行費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、代替路線又は生活路線として公共交通空白地有償運送を行う路線であって、次の各号に定める要件を満たす路線とする。

- (1) 代替路線 運行収入等が運行経費の20分の8以上
- (2) 生活路線 運行収入等が運行経費の20分の10以上

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象路線の運行に必要な経費であって、次式により算定した額とする。

$$\text{人件費} \times 2 \text{ 分の } 1 + \text{人件費以外の経費} \times 5 \text{ 分の } 4$$

2 前項の補助対象経費は、1日当たり5往復を運行させるための経費を限度とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費の額
- (2) 代替路線の場合は運行経費に20分の12を乗じて得た額、生活路線の場合は運行経費に20分の10を乗じて得た額

2 当該補助対象路線の運行と兼ねたスクールバス運行業務を受託している補助対象事業者に対する補助金の交付額は、前項の規定により算定した額から当該スクールバス事業に係る委託金に相当する額を差し引いた額とする。

3 燃料費の高騰、当該補助対象路線で使用する車両の大規模修繕など、補助対象路線の運行に必要な経費に大幅な増が見込まれるときは、補助金交付額は、第1項の規定により算出した額に市長が別に定める額を加算した額とする。

第3章 車両等購入費補助金

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

(補助対象経費)

第8条 補助対象経費は、代替路線又は生活路線として公共交通空白地有償運送を行うために必要な車両、車庫及びバス停の取得に係る経費であって、市長が認めたものとする。

2 車両、車庫及びバス停の再取得に係る経費については、車両の再取得に係る経費のみを対象とし、車庫及びバス停の再取得に係る経費は対象としないものとする。

3 車両の再取得に係る経費については、前回取得した車両の使用期間が10年を経過する場合、又は走行キロが30万キロメートルを超える場合に対象とする。

(補助金の交付額)

第9条 補助金の交付額は、当該経費の全額とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

2 この要綱は、路線運行費補助金については、平成24年度から適用し、車両等購入費補助金については、平成23年12月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

2 この要綱は、路線運行費補助金については、平成29年度分の補助金から適用し、車両等購入費補助金については、平成29年12月19日以降に申請のあったものから適用する。